

令和2年度 第3回昭島市障害者自立支援推進協議会

議 事 錄

1 開催日時

令和2年11月16日(月) 午後6時30分～午後8時45分

2 開催場所

昭島市役所1階市民ホール

3 出席者(協議会委員7名)

(委員)

長瀬委員(会長)、清水委員、田口委員、田中委員、西川委員、野島委員、山崎委員、
(欠席)

小林委員、長谷川委員、井原委員、鈴木委員、深井委員

(昭島市障害者地域支援協議会委員)

三原委員長、祝副委員長(欠席)

(事務局)

佐藤保健福祉部長、鈴木障害福祉課長、立川障害福祉係長、川島障害者支援担当係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 第6期昭島市障害福祉計画について

①西川委員からの提案資料【資料1】

②第6期昭島市障害福祉計画(素案)【資料1-1】

③第6期昭島市障害福祉計画(素案)における前回までの資料からの主な変更点【資料1-2】

④第6章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量 算出資料【資料1-3】

(2) 第6期昭島市障害福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施について

【資料2】

3 閉 会

5 説明資料

資料1-1 昭島市障害者プラン(素案)

資料1-2 第6期昭島市障害福祉計画(素案)における前回までの資料からの主な変更点

資料1-3 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量 算出資料

資料2 第6期昭島市障害福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施について

当日配布資料 西川委員からの提案資料

1 開会（省略）

2 議題

（1）第6期昭島市障害福祉計画について

① 西川委員からの提案資料

事務局より当日配布資料に基づき説明

西川委員

本日は第6章第2節が終わり第3節の数値目標に入らなくてはならないので、第2節までは簡単に議論したい。

当日配布資料に関し、項番11の『4福祉施設から一般就労への移行等』のコーディネーターのところについて文言が違うので山崎委員に説明をお願いしたい。

山崎委員

地域開拓促進コーディネーターとあるが、地域開拓推進コーディネーターである。

西川委員

事務局と意見が合わないのが、第6章第1節2の精神障害、3の地域生活支援拠点についてである。どちらの案が良いか決をとっていただきたい。

長瀬会長

市の対応がまだ分からぬ。原案が良くて西川委員の意見が良くないと言っているわけではない。市は検討すると言っている。市はこれについてこう考へるというのを出してほしいのにまだ出でていない。西川委員の意見通りにすることが難しいのであれば、どうするかということである。市としては原案でいきたいということなのか、そこを聞きたい。

事務局

市の提案が全てではなく、協議会の中で皆様のご意見を聞きながら、修正等あれば修正していきたい。

長瀬会長

今日ここでは決は取れないと考える。

事務局

今回の会議で意見をいただき修正していくことは変わらない。西川委員の意見について皆さんのお意見を聞き、そこから修正するということを考えている。

田中委員

西川委員の意見も私たちの意見もこの今の素案を土台にして話をしたいのではないか。

事務局

今回の素案は前回の意見等を踏まえて修正をしている。西川委員の意見も一部取り入れて修正している。

田中委員

直前に西川委員と話されたものは、今ここで話をするものと同じように検討され、最終的にまた戻ってくるのか。

事務局

今日いただいた意見を修正し、それを委員に送り、また意見をいただくということを考えている。修正は反映出来ると考えている。

長瀬会長

西川委員と話されたものを今ここで一度話をする。その話を踏まえて、市でそれをまとめて、また我々に案を送り、また意見をまとめるということか。

事務局

今日の意見も含めて素案に修正できれば修正していきたい。

長瀬会長

今日配布した資料は内容が変わっているが何か意見はあるか。

野島委員

細かい事、細かくこうして欲しい事がたくさん書いてあって、他の部署との関係もあるので、この場だけで決めて良いものか分からぬ。

西川委員

会議がなかなか開催出来ず、第1回が開催されたのが7月末であったため、この時点で既に無理があった。一つのやり方だが、パブリックコメントは今の原案で出す。そして12月にもう一回協議会を開催し、それをパブリックコメントでもう一度出す。そして改正案を2月に皆で承認する。このやり方を検討していただきたい。

長瀬会長

事務局がスケジュール的に12月に出来るかどうかである。

事務局

パブリックコメントが12月14日からである。資料作成など12月14日に向

けて行うため、12月始めの開催は難しい。いただいた資料をメール・郵送等で見ていただきながら、意見をいただくのは可能だと考えている。

事務局

パブリックコメントの対象はこの協議会でまとまった案に対して市民の意見を聞くことであり、修正を前提とした案を出すのはパブリックコメントではないと考えている。西川委員の意見と皆さんとの意見をまとめて市側の修正案を作成し、他の審議でいただいた意見も踏まえ、障害者プランの原案（素案）をまとめて皆さんに事前に配布する。それについてまたご意見をいただき、会長・副会長に取り計らいをいただき障害者プランの原案（素案）を固める。そしてパブリックコメントを行って市民の意見を聞き、その後成案を得る段階で、もう一度皆さんに意見を聞く機会を設けることとしたいと考えている。

西川委員

パブリックコメント用の素案はいつ出来るのか。

事務局

意見をいただく時間に間に合うよう、西川委員の意見と皆さんとの意見を修正し、今日提案をしていただいたものを修正し皆さんにお配りする。

清水委員

国の方針もあると思うが、昭島市として何をすべきかを考えていきたい。今までの質問で出てきた部分を見直していただき、昭島市の現状の中で必要な事、これから作っていかなくてはいけない事を書き込んでいただきたい。

② 第6期昭島市障害福祉計画（素案）、③第6期昭島市障害福祉計画（素案）における前回までの資料からの主な変更点、④第6章 障害福祉サービス等の数値目標及び算出資料

事務局より資料1-1、1-2、1-3、当日配布資料に基づき説明

長瀬会長

第3節障害福祉サービス等の見込量の1障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス、(2) 日中活動系サービス、(3) 居住系サービスについてご意見を伺いたい。

田中委員

日中活動系サービスの短期入所で数値目標が出ているが、その下の『サービス提供事業所の状況』を見ると短期入所は1か所である。実情として市内の整備がなされていないということなので、その整備についてご検討いただきたい。

事務局

市内に短期入所施設が1か所しかないことは課題として認識している。福祉型・医療型については市外の短期入所を使っていている方を含めての数ということで、ご理解いただきたい。

西川委員

生活介護について、あいぽっく2階の生活介護は非常に狭く、重症心身障害児がおむつを換える際にも、食事をするスペースにカーテンを仕切って行っている。そのような中で、ここでひよこ教室が空きスペースとなつた。旧ひよこ教室にはトイレもある。そこでひよこ教室の後に、重症心身障害児の生活介護に使わせてほしい。ひよこ教室の後は子育てひろばとなつてしまつたが、障害のある方に使わせてほしい。

事務局

あいぽっくの利用に関しては障害者、高齢者、子育て支援の各部署で協議のうえで決定したことである。

長瀬会長

自立支援協議会においてひよこ教室の跡地の活用に関し、意見があつた旨は、担当部署に伝えてほしい。

事務局

了解した。ご意見については担当部署に伝えさせていただく。

長瀬会長

居住系サービスについてはどうか。

田中委員

施設入所支援の見込量について、数値が72人だが、第6章で地域生活移行者数について目標値あり、削減数が72人を超えないようにしているのだが、4人はグループホーム等へ移行することを基本としているとなつてるので、まずそこに向けて努力するのが基本ではないか。そうするとここ

- の数値は下がっていくのではないか。
- 事務局** 新規に入所してくる方も含めて72人を超えないように、見込量を72人としている。
- 長瀬会長** (4) 相談支援についてはどうか。
- 野島委員** 前回、アキシマエンシスにある相談が話題になり、確認をしに行けなかったが、アキシマエンシスにある相談はここには関わるのか。
- 事務局** ここは総合支援法の中の制度なのでそれとは異なる。
- 野島委員** 障害を持っている子やその両親が、このような場所があるという情報を得る方法はないのか。
- 事務局** 計画相談支援については市内、市外の事業所があり、障害のサービスを使う場合はそこで相談を受けることが出来るという情報を提供している。
- 長瀬会長** (5) 障害児通所支援・障害児相談支援についてはどうか。
- 田中委員** 63ページに『基幹相談支援センターの設置に向けた検討』とあるが、これを『基幹相談支援センターの設置』としていただきたい。地域生活支援拠点を作るにあたって、基幹相談支援センターは必須である。地域生活支援拠点も目標値令和5年度1か所だったが、そう明言しなくなるのか。令和5年度までに基幹相談支援センターの設置とし、目標として挙げていただきたい。
- 事務局** 63ページの事業名は『基幹相談支援センターの設置に向けた検討』を『基幹相談支援センターの設置』に修正するよう検討する。
- 田中委員** 地域生活支援拠点等の整備で目標値が優先度の高い機能から段階的に進めるとなっているが、1か所という表現が良ければそれでいい。昭島市の中で何カ所あればいいのか。目標値は1カ所設置ということで皆様の意見を聞きながら修正等を考えていきたい。
- 事務局** 面的整備を一個作るのだと思っていた。それが目標値と替わってしまうのかと思った。段階的整備を進めながら面的整備をするという意味でとらえてよいか。
- 長瀬会長** 整備を面的にすることで1か所ということである。
- 事務局** (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてはどうか。協議の場への参加者数で『医療：精神科以外』と『当事者・家族等』が書いてないのはなぜか。
- 田中委員** 地域包括ケアシステムの構築ということで、精神科以外の医療機関については必要に応じて参加になるが、現在参加していないので横線にした。未定ということでも良いと考えている。
- 事務局** 見込量では入るということか。
- 田中委員** 現在は『医療：精神科以外』と『当事者・家族等』は会議体の中の要望としては入っていないので見込量は横線にしている。
- 事務局** それは市としてこういった方々を含める予定がないのか。ここは人数を記載するのか。
- 田中委員** この表は回数ではなく人数で出すように訂正する。メンバーとしては検討していない。
- 長瀬会長** (7) 相談支援の充実・強化についてはどうか。ここも横線になっているが、新しく作った為これからということか。
- 事務局** ここは新しい項目となっている。見込量としても新しくなっており、国でこの項目を挙げているが、現在、市として対応するところを記載した。相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施については『検討』とした。相談支援事業者の専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数については、基幹相談支援センターが出来た際に記載する予定である。現在は無いので横線にした。
- 長瀬会長** (8) サービスの質を向上させるための取り組みについてはどうか。あ

- わせて、2地域生活支援事業（1）（必須事業）についてどうか。
- 事務局** 補足する。日常生活用具の見込みがカッコになっているが、ここは過去の平均値をとっている。前回の計画では横線にしていたので今回も横線に変更したいと考えている。情報・意思疎通支援用具は74件ではなく24件なので訂正する。
- 西川委員** 補装具と日常生活用具があるが、視覚障害者が使う点字器について以前は補装具だった。それが日常生活用具に変わった。この分け方は国の予算の関係で、補装具は個別給付、日常生活用具は地域生活支援事業として各自治体が独自で行っている。視覚障害者であれば、読む機械（ポータブルレコーダー）を利用している。購入の補助が35,000円の限度額であるが、現在48,000円まで上がっている。自己負担として13,000円負担しなければならないので、上限価格を改善していただきたい。
- 事務局** 日常生活用具の申請については地域生活支援事業なので、市で要綱を固めて実施している。個々に上限を決めているが、それぞれまた検討しながら決めていきたいと考えている。
- 長瀬会長** （2）任意事業についてどうか。
- 西川委員** 任意事業については前回、日中一時支援事業を書いて欲しいとお願いしたが記載されていない。日中一時支援とはショートステイで、あいぼっくでは日中ショートという。昼間だけ障害のある方を預かり、泊まりがないものである。あいぼっくにショートステイがあることを記載していただきたい。
- 事務局** ショートステイ事業については任意事業になるか、その他になるか確認させていただく。
- 西川委員** あすはの会の職員でなくとも臨時職員を募集して、地域支援協議会やヘルパー派遣事業所も加わって、出来るのではと考えている。
- 事務局** 委員の意見を踏まえて検討させていただく。
- 長瀬会長** 『第7章 計画の推進に向けて』についてはどうか。『第2節 計画の進行管理』でP D C Aサイクルのプロセスがあるがこれは行政としてはこの計画を立てたので、P D C Aをしっかり回せるようにしていけば良いと考えている。
- 事務局** 資料編の用語の説明についても、抜けていたり、修正が必要な場合はご連絡をいただきたい。

（2）第6期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について

事務局より資料2に基づき説明

- 長瀬会長** パブリックコメントを出す前の手続きについて事務局方々よろしくお願いする。

3 閉会

- 長瀬会長** 以上で令和2年度第3回自立支援推進協議会を閉会いたします。